

**国立国会図書館の発注する測量又は建設コンサルタント等業務の
請負契約に係る指名停止等の取扱いについて**

(平成 14 年 9 月 2 日国図管第 97 号)

測量又は建設コンサルタント等業務の有資格者（衆議院議長の所掌に係る契約事務取扱規程（平成 14 年 6 月 27 日）議長決定）第 10 条第 1 項の規定に基づき測量又は建設コンサルタント等業務の契約の競争に参加する資格を有する者をいう。）の指名停止等については、国立国会図書館の発注する工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領を準用する。

附 則

本件は、平成 14 年 9 月 2 日から施行し、同月 1 日から適用する。